

華創

はなそう

2013
AUGUST
No.605

8

ハグ HUGって なんだろう？

地震の発生を想定した避難所運営ゲーム (Hinanjo Unei Game)が7月6日(土)、光台四丁目集会所で行われました。これは、災害時の避難所での出来事を想定し対応を考えることで、避難所運営を学ぶための模擬体験型の訓練です。参加者は、みんなで図面を指さしながら、矢継ぎ早に発生する避難所でのさまざまな出来事への対処に挑戦しました。

学研都市に銀輪の風が舞う／4
ロボット作ってみよう！／6 精華くるりんバス、今月ダイヤ改正／7 精華町職員募集／16 せいか365／18 むくのき学習室開放／22 せいか写真日記／26





2013 Z M x œ s ± « ç è » μ 5

2013 Z M x œ s ± « ç è » μ 5

¶ w ± « æ μ Ä h j t ' l o " ç [' • " ä M è " μ {
 å < ^ Z G è " ° 3 p % 5 ` ‡ b {

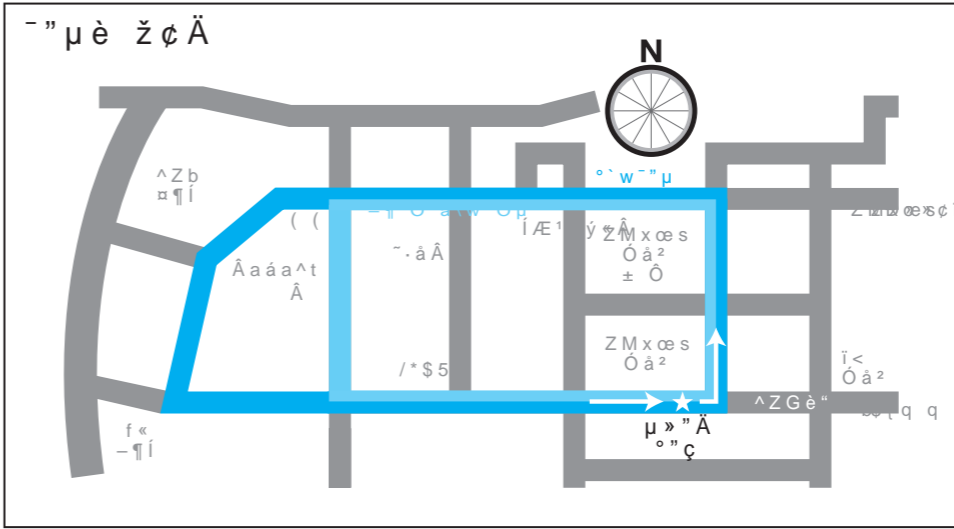
/£ Ô y l y D Ô ç U ~ D £ • 2 i T M • T M i j - ç i 1 > æ £
 /£ Ô y t y ^ Z G è " ~ Z M x œ s Ó ä 2 T ' ¶ Z a f w * % ç ° * ç z ô y) æ £ 1 È \$
 /£ y 5 y Z M x œ s ± « ç è " μ i æ • » ç ~ N i x 8 • U È í ~ ~ N y p ~ ^ Z È ~ æ á ' ç y „ T £

Z Ô 7 B

/£ y y è y x é " Ä è " μ y y y y y y P Ä i x z ~ " μ è ž ç Ä q \$ Å ° æ " -
 /£ € C ç " y H Á s M y y y y y y P \$ + ~ \$ ~ 6 x z á ç R ð Š x 8 • U È í w • U J á ' ò M " ž A U K " ‡ b {
 /£ % y y Ú y • Q ~ - - ¶ ¶ i ~ ð i \ • y y y y y y f w „ T • y y y y y y P - e E U ‡ • o M ‡ b {
 /£ 8 y D Ô ç T ç ¶ « 1 ® £ /£ M O y μ Û " Ä π i Ä æ " x " Ü Ö " ç i U U Q X X X T Q P S U T F O U S Z O F K Q £ ‡ h x + 5 # μ Û " Ä μ Ä " 3 ä i x " Ü Ö " ç i U U Q T K U C T Q P S U T K Q £ ¶ { y y y y y y P ` ^ x œ £ q q ‡ b {

Z M x œ s ± « ç è " μ y \$ Å ° æ " -

ç J á ð í \ £	* s - ç	• 2 i ü	€ C ' :
ç í f ~ J á ð f % • £	* s - ç	• 2 i ü	
ç ð f £	* s - ç	• 2 i ü	
ç ð f £	* s - ç	• 2 i ü	
ç ð s f £	* s - ç	• 2 i ü	
' ç ð s f q • Q £	* s - ç	• 2 i ü	
ç J á í f £	* s - ç	• 2 i ü	
* ç J á T M @ % Q £	* s - ç	• 2 i ü	
ç s f £	* s - ç	• 2 i ü	
' , ' - ¶ ~ á \ μ Û " Ä ç s f q • Q q - ¶ \ £	* s - ç	• 2 i ü	
- ¶ ~ á ç % • ~ È " Ú ç £	* s - ç	• T M i ü	
- ¶ ~ á ç % • ~ È " Ú ç ~ μ Û " Ä £	* s - ç	• T M i ü	
- ¶ ~ á ç % • ~ È " Ú ç ~ μ Û " Ä £	* s - ç	• T M i ü	
\$ 8 ç Ò s f • Q £	* s - ç	• T M i ü	



è æ F M q ° æ i μ w ð ñ M v ~ f w S & M

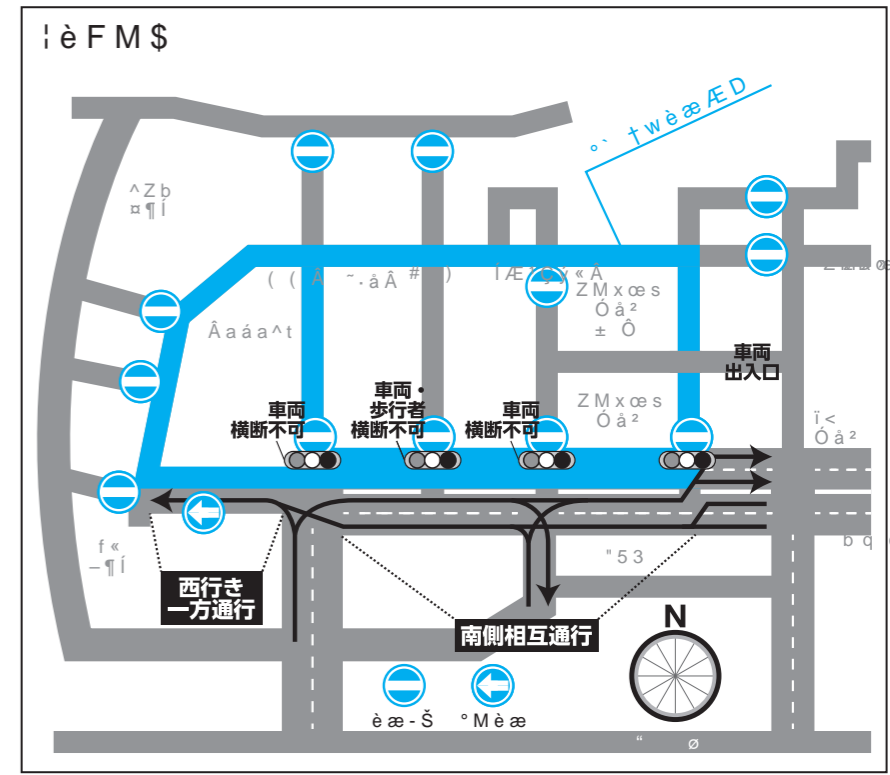
y ± « ç è " μ w % 5 i 3 x z " i w è æ F M q f • t P O ° æ i μ w ð ñ M v ~ f » ‡ b { * % w ... ^ œ t x] i > S T Z ` ‡ b U z] g r ~ } → ' - ' X S & M ` ‡ b {

è æ F M w S & M

y % 5 i x z ^ Z G è " ~ Z M x œ s Ó ä 2 T ' ¶ Z a f * % w è æ > F M ` ‡ b {

° æ i μ w ð ñ M v ~ f

y ± « ç è " μ w % 5 i 3 x z , ' i è i ç i μ q ^ Z X " ° æ i μ w i μ > i w è " ! È ` ‡ b {
 /£ , ' i è i ç i μ y ^ Z G è " > f 2 V t æ b " i μ x ® « F ä , è y t ® « F » , è y t ® « F ~ , è y t ® Z M x œ s Ó ä 2 y t p w ð ñ U p V s X s " ‡ b w p ® « F @ , è y t ‡ h x ® " 53 y t >] b ; X i ^ M { b 2 V t æ b " i μ x z \ • w y t p & ð ñ p V ‡ b {
 /£ ^ Z X " ° æ i μ y • > ' ú C U ú M Ø w ® Z M x œ s Ó ä 2 y t x z , ' i è ® " 53 y t i f ` ‡ b {



Ó ð M ù ~ d y x Z M x œ s ± « ç è " μ i æ • » q Ä ç Ä ç ~ N i x 8 • U È í ç 4 μ μ £ y y y y y y y x ^ Z È p Ô ' h ð T] ' h ç 4 μ £

平田内科医院
 ◆消化器科◆循環器科◆一般内科
 平田真人・平田理佳

診察時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 5:00~7:00	○	○	○	○	○	○	○

光台近隣センター南 Phone:0774 95-3400

兼業農家でも入れるの (= °) ?

①60歳未満、
 ②国民年金第1号被保険者、
 ③60日以上農業従事、
 の3つ全てを満たしていれば誰でも加入できるよ!

シリーズ 2/6 次回は、「60日農業の考え方」
 広告主: 京都府農業会議 Tel.075-441-3660

税務・会計、相続・贈与、会社設立、建設業許可他
<http://www.fujiharakaikai.com/>

藤原総合会計事務所

税理士・行政書士 藤原 義明
 税理士・行政書士 藤原 庸貴
 税理士・社会保険労務士 大倉 康

木津川市木津宮ノ内95-9 いずみホール前
 ☎ 0774-72-7711 (代) P有り

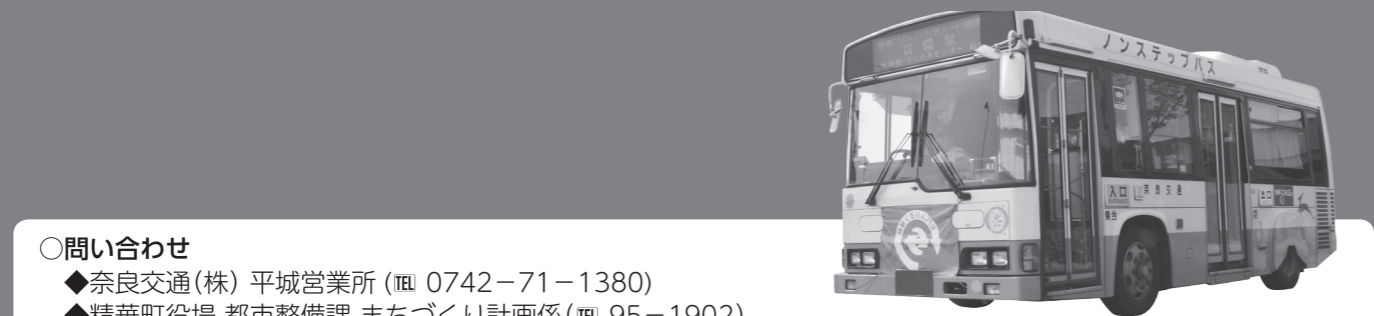
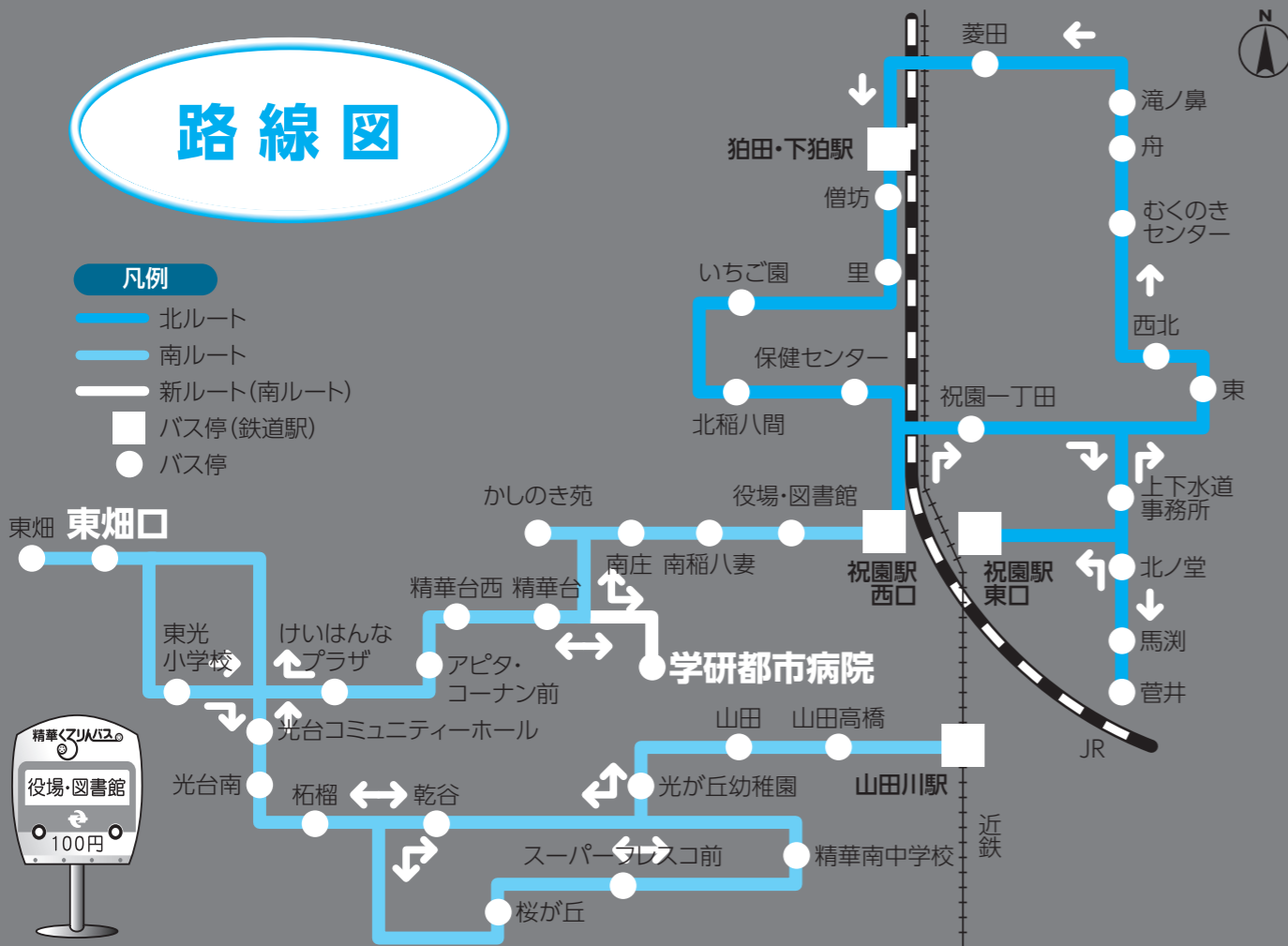
今月ダイヤ改正

精華くるりんバスの一部ルートの変更とダイヤ改正を8月1日(木)、行いました。

- ・新バス停「学研都市病院」を設置し、ルートを延長
- ・バス停「東畑口」を約80m東(以前の路線バスのバス停位置)に移設

時刻表は各戸配布しているほか、町ホームページでもご覧になれます。今後も多くのご利用をお待ちしています。

路線図



○問い合わせ
 ◆奈良交通(株) 平城営業所 (☎ 0742-71-1380)
 ◆精華町役場 都市整備課 まちづくり計画係 (☎ 95-1902)

福祉分野で大きな功績

5月19日(日)の精華町ふれあいまつりで、社会福祉功労者の表彰式が行われました。福祉分野のボランティア活動や、



社会福祉功労者を表彰しました

その支援に長らく取り組まれてきた功績が認められたものです。おめでとうございます。

- 受賞した個人・団体は次の通りです。
- ・伊藤篤子さん (乾谷地区)
 - ・杉島怜子さん (乾谷地区)
 - ・杉浦英子さん (乾谷地区)
 - ・杉山輝夫さん (東地区)
 - ・古布裁断「こっとん」(代表者 松本さち子さん (南稲八妻地区))

○問い合わせ
 福祉課社会福祉係
 (☎ 95-11904)

世界に一つだけの器を

毎週月曜 相楽作業所で陶芸教室



相楽作業所(精華台五丁目一番地4)では毎週月曜日、陶芸教室が行われています。基本からの指導を受けることがで

きるため、初心者でも気軽に楽しめます。時間は午後5時30分〜10時のうち任意の時間。料金は1回1000円と材料代(茶碗で約500〜600円)です。

○問い合わせ
 相楽作業所 馬場・田中
 (☎ 93-13277・3296)
 (FAX 93-13271)



ロボット作ってみよう!
 けいはんなプラザで教室 9~12月

12月、けいはんなプラザで開催されます。

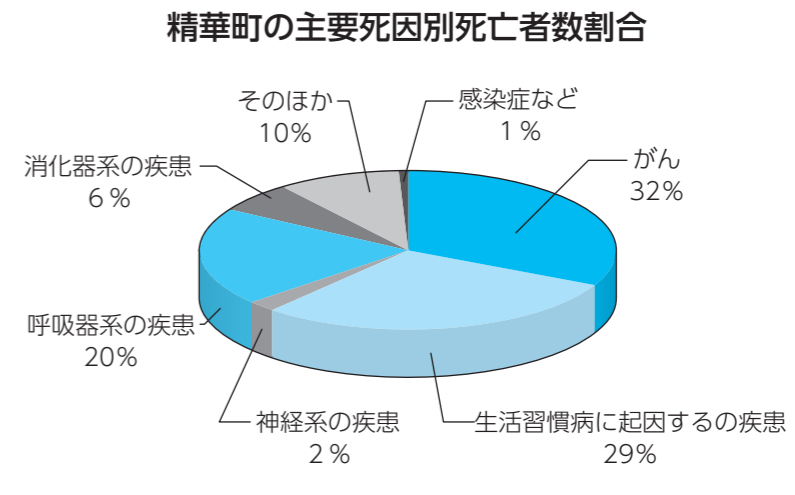
子どもたちに、ものづくりや先端的なテクノロジーを学ぶ楽しさを実感してもらいながら「科学する心」を育てる同教室。工具を使ってロボットを組み立て、パソコンでセンサーを制御するプログラムを作ります。さらにロボットによるゲーム(センサーを利用したライントレース・障害レース・サッカー)にもチャレンジします。

参加は無料。ロボットやパソコン、工具などはすべて貸与されます。

日時
 9月1日・10月6日・11月3日・12月1日の各日曜日
 午後1時30分〜4時(9月1日のみ午後1時〜4時)

- ▼場所
けいはんなプラザ交流棟・中会議室「黄河」(5階)
- ▼対象者
精華町・京田辺市・木津川市在住で全回出席できる小学5年生〜中学3年生
- ▼定員
45人(定員を超えた場合は抽選)
- ▼申込方法
往復はがきの往信裏面に①参加者の氏名(ふりがな)②性別③学校名・学年④住所⑤保護者氏名(ふりがな)⑥電話番号を、返信宛名面に住所・氏名を記入し、次のところへ(はがき1枚につき1人の申し込み)。
〒619-10237 精華町光台二丁目7番地 (株)けいはんな内「ロボット教室」事務局
- ▼申込期間
8月16日(金)まで(必着)
- ▼主催
けいはんなジュニアロボットクラブ・けいはんな学研都市活性化促進協議会
- ▼後援
精華町・京田辺市・木津川市の各教育委員会
- 問い合わせ
◆申込方法などについて
けいはんな学研都市活性化促進協議会(けいはんなプラザ内)
(☎ 95-15034)
◆学習の内容について
けいはんなジュニアロボットクラブ
(☎ 070-1526312200)

特定健診は40歳から



国民健康保険（国保）に加入の40歳、74歳の方が対象の特定健診。申し込み・受診はもうお済みですか？

町民の死因の約3割は、生活習慣病が原因の病気です。がんと並ぶ主要死因の一つです。

生活習慣病のリスクは若いうちから積み重なっています。若いうちに自分の体の問題点と向き合せて、早めに手を打つことが大切です。ところが、国保加入者のうち40～50代の特定健診の受診率は、わずか約2割。病気を重症化させないためにも、毎年特定健診を受けて、健康状態をチェックしましょう。

特定健診の個別健診は9月まで、左表の病院で受診できます。

特定健診の個別健診が受けられる病院

病院名	電話番号
天野医院	95-9500
おく内科医院	72-7023
岸田内科医院	95-1771
コマダ診療所	93-1787
島谷クリニック	66-1850
下里医院	72-1212
平田内科医院	95-3400
藤木医院	94-2006
藤村医院	94-5770
古田診療所	93-2216
山田内科クリニック	98-3660
芳川医院	71-0014

○問い合わせ
国保医療課 国保係
(☎9511929)

医療・介護の自己負担軽減

高額療養費制度・高額介護（予防）サービス費制度を利用した後、医療と介護の自己負担額の合計が限度額を超えると、その分が支給されます。これを高額介護合算療養費といいます。

医療保険や介護保険では、自己負担額が一定限度額を超えるとその分が支給される制度があります。しかしこの場合、1カ月ごとの自己負担額は抑えられても、長期間にわたって医療やサービスを受けると負担は重くなってしまいます。

このようなときのために「高額介護合算療養費制度」があります。

該当する方には申請書をお送りします

○申請・問い合わせ
国保医療課 国保係
(☎9511929)

ので、申請してください。

▼計算上の注意点

- ・医療保険と介護保険の両方に自己負担額のある世帯が対象です。
- ・医療保険で合算対象となる自己負担額は、高額療養費制度と同額です。
- ・高額療養費や高額介護（予防）サービス費として支給された金額は、自己負担額から引いて計算します。
- ・限度額を超えた金額が500円未満の場合は支給されません。

高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）

所得区分	国民健康保険 + 介護保険 (70歳以上74歳未満の方がいる世帯)		国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)	
	現役並み所得者 (上位所得者) 【注1】	一般区分 【注2】	現役並み所得者 (上位所得者) 【注1】	一般区分 【注2】
低所得者	II 31万円【注3】	I 19万円【注4】	67万円	56万円
			126万円	67万円

【注1】現役並み所得者は、住民税課税所得が145万円以上で70歳以上の国保被保険者。上位所得者は、同じ世帯の国保被保険者全員の基礎控除後の合計所得が600万円を超える方(70歳未満)。

【注2】ほかの所得区分に該当しない方。

【注3】住民税非課税の世帯。

【注4】住民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定基準を満たす場合(単独世帯で年金収入のみ：年収80万円以下、2人世帯で年金収入のみ：各年収80万円以下)。

固定資産税 耐震改修などで一部減額

住宅を改修した場合、条件により固定資産税の一部が減額されます【注】。該当する場合はお問い合わせください。

耐震改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の2分の1を減額します。上限は120平方メートルです。都市計画税の減額措置はありません。

- ・平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅であること
- ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす耐震改修であること
- ・耐震改修の費用が1戸あたり50万円を超えるものであること(契約日が平成25年3月31日以前の方は30万円以上)
- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること

省エネ改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額します。上限は120平方メートルです。都市計画税の減額措置はありません。また、

新築住宅や耐震改修の特例の対象となっている年度には適用されません。

▼減額を受けられる条件

- ・平成28年3月31日までに省エネ改修工事をした住宅であること
- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること
- ・次に挙げる省エネ改修工事で、その改修工事の費用が50万円を超えるもの(契約日が平成25年3月31日までの分は30万円以上)であること

- ①窓の断熱改修工事
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- ※いずれの工事も①を含む工事を行うこと。また、①～④の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。
- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること

バリアフリー改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額します。上限は100平方メートルです。都市計画税の減額措置はありません。また、

新築住宅や耐震改修の特例の対象となっている年度には適用されません。

▼減額を受けられる条件

- ・平成28年3月31日までにバリアフリー改修工事をした住宅であること
- ・平成19年1月1日以前から存在する住宅であること(賃貸住宅を除く)
- ・次のいずれかに該当する方が居住していること

- ・65歳以上の方・介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている方・障害者の方
 - ・次の改修工事で補助金を除く自己負担金が50万円を超えるもの(契約日が平成25年3月31日以前の方は30万円以上)であること
- ▽廊下の拡幅・階段のこう配緩和・浴室の改良・便所の改良・手すりの取り付け・床の段差の解消・引き戸への取り替え・床表面の滑り止め化
- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること

【注】本年度の税制改正で、この減額制度の期間が延長され、改修費用の下限が変更されました。

○問い合わせ
税務課 固定資産税係
(☎9511916)

昭23年9月生の方へ 高齢者の医療費助成	平22年8月2日～9月1日生の子へ 子どもの医療費助成
<p>町では、65歳以上70歳未満の方に、医療費(保険適用分)の一部を助成しています【注1】。</p> <p>助成は申請が必要です。申請の結果、認定された方には8月下旬、うぐいす色の受給者証(9月から使用可能)を郵送します。</p> <p>上記の両助成の対象者にはご案内を郵送しています。申請は、受給者証交付申請書・対象者の保険証・印鑑をお持ちください【注2】。申請期間は8月13日(火)～19日(月)の平日【注3】で、手続きは代理の方の来庁や郵送でも可能です。</p> <p>【注1】60歳未満の方と同居する所得税課税世帯や、一定所得を超える世帯などは該当しません。【注2】高齢者の医療費助成で本人・世帯で平成25年1月2日以降、精華町に転入した方がいる場合は、その方の24年中の所得額と控除額を証明する書類(住民税課税対象所得額が表示されているもの)も必要です。【注3】申請が遅れると受給者証の使用開始日も遅れる場合があります。</p> <p>○問い合わせ 国保医療課 医療係(☎95-1929)</p>	<p>3歳から小学校卒業までの方が外来医療費の助成を受けるには、現在お持ちの白色の受給者証とは別の受給者証を受けるための申請が必要です。申請した方には8月下旬、さくら色の受給者証(9月から使用可能)を郵送します。白色の受給者証は、これからも入院医療費の助成に利用できます。</p>